

職員におけるインフルエンザワクチン 予防接種率

- 分子
 - インフルエンザワクチンを予防接種した職員数
- 分母
 - 職員数

※ 職員は、各施設の就業規則で規定される範囲とする。

指標の定義・算出方法

1. 調査年度中に自施設にてインフルエンザワクチン接種の提供を開始した月の職員を対象とする。
2. 1のうち、卵アレルギーや接種に伴う重篤な副作用の既往等の医学的根拠のある理由でインフルエンザワクチン接種不可能な職員を除外する。
3. 2の総数を分母とする。
4. 3のうち、自施設でインフルエンザワクチンを接種した職員数
5. 3のうち、他施設でインフルエンザワクチンを接種した記録がある職員数
6. 4, 5の総数を分子とする。